

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年9月7日 16時50分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町根占港 根占港北防波堤灯台から真方位120°620m付近 （概位 北緯31°13.0′ 東経130°45.8′）
事故の概要	貨物船第八東邦丸は、出港作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八東邦丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	135421、東邦鉱業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に擦過傷 岸壁 コンクリート部に欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、根占港で揚荷役を行った後に離岸し、右舷錨鎖を巻き上げながら港口に向かって回頭を始めた。</p> <p>船長は、本船が回頭中、入港してくるフェリーを認め、港口が狭くて行き会うことができないので、フェリーが入港した後に離港することとした。</p> <p>船長は、フェリーが入港するまで待機することを船首及び船尾配置の乗組員にマイクで伝え、右舷錨鎖の巻き上げを止めるよう指示した。</p> <p>本船は、船長が、フェリーの着岸場所付近にいたので、フェリーの進路を早く確保しようと思い、根占港に係留された多数の漁船との距離を気にしながら後進したところ、船尾配置の乗組員から右舷船尾方の岸壁が近い旨の報告を受けた後、右舷船尾部がフェリー岸壁の南西端に衝突した。</p> <p>船長は、ふだん、フェリーの出入港時刻を避けて本船の離岸時刻を調整していたが、本事故当時、離岸する際、早く帰港して乗組員を休ませたいと思い、フェリーの入港時刻の確認を失念していた。</p> <p>船長は、根占港が狭いので、ふだんから船首及び船尾配置の各乗組員に対して係留漁船や岸壁との距離を報告するように指示しており、本事故当時も何かあれば報告されるものと思っていた。</p> <p>船長は、本事故時、右舷錨が入った状態で後進したので、思っていたよりも右舷側に寄ってしまったのではないかと本事故後に思った。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、根占港を出港作業中、船長が、離岸後に入港船を認め、入港船の進路を確保しようと後進する際、船尾方の岸壁との距離を確認せずに後進したことから、岸壁に接近していることに気付かず、岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、根占港を出港作業中、船長が、離岸後に入港船を認め、入港船の進路を確保しようと後進する際、船尾方の岸壁との距離を確認せずに後進したため、岸壁に接近していることに気付かず、岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港内のような狭い水域を航行する場合は、船首及び船尾配置の乗組員に操船意図を理解させるとともに、各所との距離を報告させること。 ・ 離岸する際、狭い水域で他船と行き会うことが見込まれる場合、可能な限り離岸時刻を調整して他船との行会いを避けること。